**★**不動産取引･･･「買付証明書」の効力とは？･･･ 宗像市消費生活センター

**（相談事例）**

建売住宅を見学に行き、気に入ったので仲介業者に勧められるまま売主と「買付証明書」を交わし、住宅ローンの審査結果を待った。今日、銀行から住宅ローンの審査を通過したとの連絡を受け、すぐに売主に伝えた。ところが、昨日、現金での購入希望者が現れたので売買契約書を交わしたという。そもそも「買付証明書」を交わしているのだから自分たちに購入する権利があるのではないか。納得できない。（３０代男性）

**（処理結果）**

一般的な「買付証明書」は購入の意思表示を明記したものにすぎず、それだけで法的な効力はないことを説明し、売主側がどの買主と契約しても問題ないことを伝えた。

**（アドバイス）**

不動産取引の「買付証明書」とは「申込書」のことで、言わばエントリーカードのようなものです。法的な権利や義務が発生するのは重要事項の説明を受け、契約書に署名・押印してからです。「買付証明書」の段階では双方に何ら法的義務はありません。

また、反対に申し込みを取り下げても違約金等は発生しないので「既に契約成立。違約金が必要」などと言う業者には注意しましょう。

**★街頭の**キャッチセールスには気をつけて!!･･･ 福岡県消費生活センター

**（相談事例）**

街頭で「アンケートに答えてください」と声をかけられ、「無料でフェイシャルをします」と言われたので施術してもらった。その後、個室に連れて行かれて脱毛エステの契約を勧められ、断りにくい状況だったので２８万円の契約をしてしまった。2日後、上半身の脱毛の施術に行きクレジット契約をして3,100円を支払ったが、クーリング・オフしたい。（22歳女性）

**（処理結果）**

　相談者にクーリング・オフについて説明し、センターより既払い金の3,100円については業者に電話して、相談者の口座に振り込んでもらうことになった。

**（アドバイス）**

無料体験、モニター体験などで誘い込み、エステの契約をさせられてしまったという相談が後を絶ちません。また、無料体験に行き、肌荒れを指摘されて美容クリニックに連れて行かれたり、執拗に勧誘されて断りきれずに高額な契約をしてしまったなどの相談も寄せられています。

街頭で声をかけられても、安易に勧誘に乗らず、き然とした態度をとることが大切です。契約をしてしまってもクーリング・オフできる場合があります。困ったら、最寄りの消費生活センター等へご相談下さい。

**● 各消費生活センターの相談窓口 ●**

福岡県　　０９２－６３２－０９９９（日曜日も電話相談可）

福岡市　　０９２－７８１－０９９９（第２・第４土曜日も電話相談可）

北九州市　０９３－８６１－０９９９（土曜日も相談可）

久留米市　０９４２－３０－７７００（第２日曜日も相談可）

飯塚市　　０９４８－２２－０８５７

宗像市　　０９４０－３３－５４５４（第２・第４土曜日も電話相談可）

＊「消費者ホットライン」０５７０－０６４－３７０(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

＊電話のかけ間違いにご注意下さい。

**★「**不要なものを買い取ります」にご注意を！･･･ 北九州市立消費生活センター

**（相談事例）**

「不要なものがあれば何でも買い取る」と電話があり、業者に来訪してもらった。いらない布団を見せると、「貴金属はないか」と聞いてきた。あまりにもしつこいので、仕方なく使用していないネックレスや指輪などを見せたところ、「売ってほしい」と言われた。断っても、なかなか帰ってくれないので、あきらめて売却し1万円を受け取った。（８０代女性）

**（処理結果）**

相談者が商品の返却を希望したため、簡易書留でクーリング・オフの書面を送付することを助言。センターから業者にクーリング・オフを行使したことを連絡したところ、業者は了承し、後日、商品と商品代金を交換した。

**（アドバイス）**

訪問した業者に貴金属等を強引に買い取られる「訪問購入」に関する相談が多く寄せられています。不要なものを買い取るとの口実で自宅にあがりこみ、貴金属等を安価で買い取るのが目的です。

昨年、法令が改正になり、訪問購入については契約書面を受け取った日から8日間以内ならクーリング・オフができます。（一部適用されない例外品があります）ご自宅で不用品の買い取り交渉をする際は、家族や近所の方に同席してもらうなどして、一人で業者と対応するのは避け、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。

**★携帯会社から「海外で使用したネット料金」の高額な請求が！**

･･･ 久留米市消費生活センター

**（相談事例）**

先日、週末を利用して海外へ行きました。海外でネットを利用すると高額になるということはわかっていたので、インターネットの機能は使えないようにしていました。ただ、Wi-Fiの契約をしていたので、その機能は使える状態にし、現地でもアプリを取り込んで利用しました。

帰国後、しばらくして、携帯会社からの通信料金の請求書が届きました。内訳を見ると先日海外で利用した料金の請求でした。数時間利用しただけにもかかわらず数十万円の請求は納得がいきません。どうしたらよいでしょうか。

**（処理結果）**

　携帯会社に問い合わせしたところ、現地にて利用したWi-Fiに関する費用でした。海外での使用の場合は、国内での通信事業者の料金体系とは異なり、現地の通信事業者等の課金で高額となったとのことでした。海外でのインターネットやメールの利用は、定額制や割引サービスの対象ではなく、利用する国・地域によって、日本国内の料金と異なるとのことでした。

**（アドバイス）**

海外で携帯などの通信機器を利用する場合は、予め現地の通信事情等について旅行会社や通信事業者に問い合わせや定額の料金プランなど確認が必要です。また、海外でＷi-Fiを安く使えるレンタルサービスもあるようです。日本で使っている設定のまま海外で使えてしまう機種もありますが、電源が入っていると自動メールチェック機能やアプリの自動更新が作動し、現地の通信業者に繋がる場合があり注意が必要です。現地に携帯などの通信機器を持参した場合は、帰国するまでは電源を切ったままにするなどアドバイスしました。

**★**床下換気扇の不審な訪問に注意　･･･ 福岡市消費生活センター

**（相談事例）**

「お宅の床下換気扇は取り付けて１０年になり、漏電の危険があるので点検したい。」と電話が何度もあり、点検だけのつもりで見てもらった。点検後に床下がカビで傷んでいると指摘され、勧められるまま床下の補修工事を８０万円で契約した。その日のうちに工事が行われ、頭金の２０万円を支払ってしまった。契約書にはクーリング・オフの記載はないが、解約できるか。（８０代女性）

**（処理結果）**

訪問販売で契約した場合、業者は契約書の交付義務があり、クーリング・オフ期間内（８日間）であれば工事が終わっていても無条件で解約できることを助言した。

**（アドバイス）**

最近、床下換気扇を設置している家庭に、点検が必要であると、来訪し不安をあおって次々と必要のない工事の契約をさせられたという相談が増えています。

クーリング・オフ期間を過ぎていても勧誘方法などに問題があれば、契約を取り消すこともできます。「点検だけ」と言われても、必要なければきっぱりと断りましょう。

点検され不安をあおられても、その場で契約はせずに他社から見積もりを取るなど慎重に検討してください。もし不本意な契約をしてしまったら、早めに最寄りの消費生活センターに相談ください。

**★**高齢者向け高額洋服の訪問販売に注意しましょう！！

･･･ 飯塚市消費生活センター

**（相談事例）**

Ａ子さんは１ヶ月前に自宅に洋服を売りに来た業者から「洋服を見るだけでよいから。」と言われて、よく似合うジャケットがあると18万円の洋服（ジャケット・ズボン）を勧められた。何度も断ったがスカートをサービスすると強引に言われ、３万円前金を払ったが、洋服は寸法も体に合わず着られず、さらに残金15万円も高額であり払えないので返品したい、との相談でした。（８３歳女性）

**（処理結果）**

　書類を見るとオーダーではなく、契約したその日に商品を置いて帰っていること、断っているのに勧めていること、既製服でも身体に合ってないため着られないこと、また高額でお金が払えないこと等により交渉した結果、業者は非を認め全額解約となりました。前払いの代金も返金することで解決しました。

**（アドバイス）**

高齢化社会になり買物等に行けず、売りに来た業者の一方的な価格で購入してしまいがちなので、契約してしまっても困ったと思ったら最寄りの公的機関に相談しましょう。一人暮らしで相談相手がおらず、悩んでいても相談が遅くなります。早急な相談が大事です。

**● 各消費生活センターの相談窓口 ●**

福岡県　　０９２－６３２－０９９９（日曜日も電話相談可）

福岡市　　０９２－７８１－０９９９（第２・第４土曜日も電話相談可）

北九州市　０９３－８６１－０９９９（土曜日も相談可）

久留米市　０９４２－３０－７７００（第２日曜日も相談可）

飯塚市　　０９４８－２２－０８５７

宗像市　　０９４０－３３－５４５４（第２・第４土曜日も電話相談可）

＊「消費者ホットライン」０５７０－０６４－３７０(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

＊電話のかけ間違いにご注意下さい。

**★**大手通信会社と誤解させ遠隔操作でインターネット通信契約を変更してしまう悪質業者に注意！･･･ 福岡県消費生活センター

**（相談事例）**

Aさんに｢今利用しているB社が使えなくなります。変更したら月額使用料が９９７円ですみます。｣と電話があり、B社からの変更案内と思い、パソコンの遠隔操作で手続きをしてもらった。

その後、デスクトップに届いたテキストメモで、B社とは関係ないC社との契約であることがわかった。解約したいが、解約料1万5千円がかかると記載されていた。解約料の説明は受けていない。（５0歳　女性）

**（処理結果）**

センターからプロバイダに契約時の問題点を伝え、交渉を重ねた結果、解約料は免除となったが、初回事務手数料や1月分の接続料等を請求された。相談者が早期解決を望んだため、それで決着した。

**（アドバイス）**

電話による電気通信に関する契約は、説明不足が生じたり、内容が複雑で消費者の理解が難しい場合が少なくありません。また、通信事業にはクーリング･オフ制度が適用されません。したがって、安易に口頭での契約をしないよう注意しましょう。また、自分のパソコンを勧誘業者に遠隔操作させると、トラブルの原因になる場合もありますので、ご注意ください。

**★**公的機関を装った個人情報削除サービスに注意！

･･･ 宗像市消費生活センター

**（相談事例）**

国民生活センターに似た名前のところから、「個人情報の調査をしているが、ハガキなどが届いたりすることはないか。あなたの個人情報が漏れているので削除することができる」と電話があった。「3社に登録されている」と大手百貨店などの名前をあげたが、いずれも利用したことはないので不安になった。公的機関のようだが依頼しても大丈夫か。（60代　女性）

**（処理結果）**

　電話の業者は公的機関ではなく、公的機関を装った詐欺の手口であることを情報提供した。再度かかってきても留守電設定にするなどにして、応対しないように伝えた。

**（アドバイス）**

公的機関と勘違いさせ「漏れている個人情報を削除する」と言って電話がかかってくるという相談が複数寄せられています。削除依頼をすると、「3社のうち2社は削除できたが残り1社は代わりに登録する人が必要」、「こちらで代わりの人をさがす」などと言って、第三者を登場させます。これは劇場型勧誘の手口の一つです。応対すると様々な名目で費用を請求される可能性があります。公的機関が個人情報を削除するという内容の電話をすることはありません。このような電話がかかってきたらすぐに電話を切りましょう。

**★**「学習用教材」を購入したものの業者と連絡がとれない。

･･･ 久留米市消費生活センター

**（相談事例）**

今年３月に訪問販売で中学校１年から３年までの９科目の教材を契約しました。頭金３０万円を現金で支払い、残金１００万円は事業者が取り扱う割賦（自社割賦）での支払いとしました。毎月末に４万円が口座から引き落としされることになっていましたが、なぜか引き落とされていませんでした。不思議に思い業者に連絡しますが不在で話ができません。また、業者からも連絡がありません。割賦払いの手数料は２０％もあり高すぎると思います。業者を信用できなくなったので解約したい。

**（処理結果）**

消費生活センターから事業者へ電話をするが呼び出し音はなるものの不在でした。商品の良し悪しは判断できないが、契約は成立していると思われます。請求があれば支払いはしなければならず、解約するためには事業者との話し合いが必要です。口座からの引き落とされないように預金残高に注意しながら、事業者からの連絡を待つことにしました。

**（アドバイス）**

今回の契約は教材の販売に加えて家庭訪問によるアドバイスなども含まれおり、事業者との連絡がつかなければ、そのようなサービスが受けられなくなります。はじめは、例えば２科目（英、数）から始め、その後の理解度や達成状況により科目を増やしていくことなどをアドバイスしました。

**★**「注文ありがとうございます」のメールが突然届いた！？

･･･ 北九州市立消費生活センター

**（相談事例）**

大手ショッピングモールから「テレビの注文ありがとうございます」と身に覚えのないメールが届いた。文面には「注文に覚えがない方は必ず下記のボタンよりキャンセルを行ってください」とあったため、クリックすると、出会い系サイトにつながった。慌てて画面を消したが、頼んでもいないテレビが届いたらどうしたらよいか？（５０代女性）

**（処理結果）**

　これは出会い系サイトに誘導する不審なメールであることを説明。登録させて、高額な利用料を払わせるのが狙いであるため、メールで返信したり、クリックしないよう助言した。また、今後同様のメールが届くことも考えられるため、無視するよう助言した。

**（アドバイス）**

これは注文していない商品が届くと言って消費者を騙し、キャンセル手続きと偽って出会い系サイトに誘導する新しい手口の詐欺です。メールを返信したり、クリックしてはいけません。

このメールで本当にテレビが届くことはありません。万一、商品が届いたら、受け取り拒否をしましょう。何度も同じようなメールが届く場合は、受信拒否の設定を行いましょう。それでもなくならない場合は、メールアドレスを変えることをお勧めします。

**★**「街でのアンケートには注意しましょう！！」

～目的を隠しています～　･･･ 飯塚市消費生活センター

**（相談事例）**

Ａ男さんは街で携帯電話についてのアンケートに答えれば１万円進呈すると言われたので、相手の言うままアンケートに回答した。そして１万円をもらうため、名前と住所を記入、さらに運転免許証のコピーをとられ帰宅した。

その２ヵ月後、契約した覚えのない携帯番号の料金請求が届き、驚いてその電話会社に問い合わせたが、Ａ男さん本人の名前で契約になっていると言われ、消費生活センターにどうしたらよいかとの相談があった。（２１歳男性）

**（処理結果）**

Ａ男さんには、アンケートと称して本当の目的は個人情報等を盗む悪質な手口であることを伝えた。また、Ａ男さんの個人情報と本人確認となる運転免許証のコピーにより名義人になってしまっていると考えられること、１万円を受け取っていることで相手の思惑に同意しているとみなされる可能性があることを説明し、相手も不明であるため消費生活センターでは対応できず、弁護士への無料法律相談を紹介した。

**（アドバイス）**

アンケートという言葉で気軽に足を止めさせ、さらにお礼と言ってお金で興味を引き、巧みに目的を隠して近づいてきます。

　この事例の場合、アンケートの内容はどうでもよく目的は個人情報や本人確認となる証明書を悪用することなのです。高額なお金をアンケート等で払うという甘い話はありません。

　名前や住所等は安易に書かないこと、うまい話はないことを頭に入れておきましょう。

**★**無料通話アプリを通じて電子マネーの購入を頼まれ**た**

･･･ 福岡市消費生活センター

**（相談事例）**

友人から通話アプリを介して、コンビニで電子マネーを代わりに買ってほしいと依頼があった。３万円分購入しプリペイド番号をアプリで送ったところ、誰かが友人に成りすましていたことが分かった。（３０代女性）

**（処理結果）**

　電子マネーの運営会社に電話をし、プリペイド番号から電子マネーの利用の有無を確認するように助言をした。また成りすましにあった人からアプリ運営会社に相談をすればアカウントの停止ができることを助言した。

**（アドバイス）**

成りすましのメールは「コンビニに行って、電子マネーのカードを買うのを手伝ってほしい。」という内容が多いようです。メールに不審な点がある場合、連絡があったアプリで連絡をするのではなく、携帯電話の電話機能やメール機能などで連絡を取って本人に確認しましょう。電子マネーは使用されると取り戻すことはできませんので、プリペイド番号は絶対送ってはいけません。

もし、自分のアカウントが乗っ取られてしまったら警察に被害届を出すとともに、アプリの運営ホームページを確認して、他のパスワードに設定したり、アカウントの削除依頼をしましょう。

最近同様の手口による被害が急増しています。困ったことがありましたら、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

**★**新聞の購読契約は慎重に！･･･ 宗像市消費生活センター

**（相談事例）**

新聞の購読契約のトラブルが、センターに多数寄せられています。

【事例1】

5年間の新聞の購読契約をし、現在2年半経過している。今年の3月に勤めていた会社が倒産し、転職したので給料が激減した。4月から消費税も上がり、生活が苦しいので、解約したい。（60歳代男性）

【事例2】

新聞のＡ販売店から連絡があり、来月から新聞を入れると言われた。「契約した覚えがない」と伝えたら、7年前に私がサインした契約書のコピーを見せられた。そう言えば、その頃、景品に釣られて契約したことを思い出した。現在取っているＢ販売店の契約がまだ残っており、２紙取るのは困難なので、解約したい。　　　　　　　　　（70歳代女性）

**（アドバイス）**

事例のように、「都合で止めたい」「2紙が重なってしまった」などの理由で、解約を希望する相談も多く寄せられています。訪問販売で、新聞の契約をした場合、契約した日から8日以内であればクーリング・オフにより無条件解除ができます。しかし、それを過ぎると、違約金を払って解約するなど販売店との話し合いになります。

　長期間の契約や、先付契約（新聞が入るのが数年先になる）をすると、その時期になって家庭の事情が変わることがあるので、注意してください。また契約書は、契約期間が終わるまできちんと保管しておきましょう。

**★**海外業者とのバイナリーオプション取引にご注意ください！

～無登録業者との契約は行わないで！！～･･･ 福岡県消費生活センター

**（相談事例）**

｢バイナリーオプション取引は千円から稼げる。少額の投資で儲けがでる。｣というネット広告を見て申し込みをし、クレジットカード番号を業者のサイトに登録した。投資金額は１４万円で登録したが、１７万円口座から引き落とされていた。業者は海外で営業しており、連絡がとれない。この取引で儲けることはあるのか。

**（処理結果）**

バイナリーオプション取引は、リスクの高い取引であることを情報提供し、取引を行うには金融商品取引業の登録が必要であるので、金融庁のホームページで登録の確認を行うこと、無登録の場合は信販会社に連絡し、支払停止を申し出ることなどを助言しました。

**（アドバイス）**

バイナリーオプション取引とは、為替相場等が上がるか下がるかを予想するもので、取引期間終了時に事前に定めた権利行使価格を上回った場合に、一定額の金銭を受け取ることができます。予想がはずれれば、支払ったオプション料がすべて損失となりますが、短期間に繰り返し取引することができるので、損失額が大きくなるおそれがあります。契約する前に必ず業者の登録の有無を確認し、無登録の業者とは契約を行わないようにしましょう。

**● 各消費生活センターの相談窓口 ●**

福岡県　　０９２－６３２－０９９９（日曜日も電話相談可）

福岡市　　０９２－７８１－０９９９（第２・第４土曜日も電話相談可）

北九州市　０９３－８６１－０９９９（土曜日も相談可）

久留米市　０９４２－３０－７７００（第２日曜日も相談可）

飯塚市　　０９４８－２２－０８５７

宗像市　　０９４０－３３－５４５４（第２・第４土曜日も電話相談可）

＊「消費者ホットライン」０５７０－０６４－３７０(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

＊電話のかけ間違いにご注意下さい。

**★**屋根瓦のずれを格安で修理します！･･･ 久留米市消費生活センター

**（相談事例）**

「近所で工事をしています。」と若い女性が訪問してきました。「お宅の屋根の庇が落ちかけていますよ。1万円で直しますよ。」と言われたので、そのくらいの金額ならよいかと思い、修理してもらうことにしました。他の担当者が間もなくやって来て、家の内外の隅々を見終えると、「2階の天井板のところが雨漏りしていますよ。」と言い、その写真を見せらました。屋根の葺き替え工事を強引に薦められましたが、雨漏りすると困るので仕方なくお願いすることにしました。その後、工事の段取りについての説明もなく足場が組まれました。1万円の庇の工事が300万円の屋根工事となり不安です。どうすればよいでしょうか。

**（処理結果）**

相談者は高額な屋根の葺き替え工事を躊躇していたため、消費生活センターへ契約書類を持参してもらい、クーリング・オフの書面を業者へ通知することにしました。その後、業者は足場を解体撤去し無事に終了となりました。

**（アドバイス）**

消費者が依頼した格安の工事とは別の高額な工事を事業者が勧誘して契約させる事例が見受けられます。この事例のように「不意打ちの訪問」「不具合箇所の強調」「不安感を煽る」などにより契約した場合は、**すぐに契約せず**に家族や周りの人に相談しましょう。また、契約してしまった場合は、消費生活センターや消費生活相談窓口に相談しましょう。本当に必要かどうかよく検討し、必要な場合は、複数の業者に見積りを依頼するなどしましょう。

**★**個人情報の削除を持ちかける電話にご注意！･･･ 北九州市立消費生活センター

**（相談事例）**

消費生活センターを名乗る人から電話があり、「詐欺被害が最近多発しているので注意するように」と丁寧に説明してくれた。その後で、「調べたところ、あなたの個人情報が３社に漏れているので削除してあげる」と言われ承諾したが、消費生活センターが流出した個人情報の削除を行っているのだろうか？（70代女性）

**（処理結果）**

消費生活センターが個人情報の削除を持ちかけるような電話をかけることはないこと、また、同種の相談事例では、相手は何かと理由をつけてお金を要求してくることを伝え、連絡があったとしても絶対に応じないよう注意を呼びかけた。

**（アドバイス）**

消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関が、「流出した個人情報を削除してあげる」などと電話することは絶対にありません。個人情報の削除を持ちかける電話がかかってきたら、相手にせずにすぐに電話を切ってください。

不審な電話を避ける方法として、いつでも留守番電話に設定し、必要な電話だけ折り返すようにすることをお勧めします。

このようなトラブルにあっている方の多くが高齢者です。高齢者の消費者トラブルの未然防止のためには、日頃から家族や身近な人たちの見守りが必要です。

**★**安い価格で清掃だけを頼んだはずが、高額なリフォーム契約に。

･･･ 福岡市消費生活センター

**（相談事例）**

３千円でエアコンの清掃をするという訪問販売があり、依頼した。清掃後、家の気になるところを聞かれ、床の張替え工事など３０万円で契約した。さらに後日１００万円の見積書を見せられ、理解できないまま頭金を渡した。すでに施工中であるが、業者が信用できないので解約したい。（８０代女性）

**（処理結果）**

センターにおいて、見積書の内容を確認したところ、相談者の依頼した覚えのない施工内容だった。１００万円の契約はクーリング・オフした。３０万円の契約については、施工部分のみを支払い、差引残額を返金することとなった。

**（アドバイス）**

エアコンや換気扇の清掃などを電話で勧誘され、その後、高額なリフォーム工事をせまられたという相談が多数寄せられています。トラブルを未然に防ぐためには、絶対にその場で契約せず、家族や友人等に相談したり、他の業者にも見積もりを取るなど、時間をかけて十分に検討しましょう。

訪問販売の場合、工事が開始後でも、クーリング・オフ期間内（８日間）であれば無条件で解約できます。不安に感じたら、消費生活センターにご相談ください。

**★**「不用品買い取ります」に注意！！･･･ 飯塚市消費生活センター

**（相談事例）**

Ａ子さんは電話で不用品を買い取ると言われ、いらなくなった衣類を買い取ってもらおうと、自宅に来てもらいました。ところが業者から、衣類ではなく貴金属を見せて欲しいと言われ、売るつもりはなかった貴金属を見せると、業者は貴金属のみを買い取ると言い、Ａ子さんは４万２千円を受け取りました。

翌日キャンセルを要求したところ、キャンセルは出来ないと大きな声で怒鳴られ、怖くなりセンターに相談されました。（８９歳）

**（処理結果）**

消費生活センターからクーリング・オフを要求し、後日、消費生活センターにて、相談員、業者の責任者、Ａ子さんの三者で話し合いを持ちました。

業者の責任者は、不鮮明な写真を見せ、買い取った貴金属はこれであると主張しました。Ａ子さんは見せられた写真を見ても納得いかない様子だったので、「明らかに渡したものと異なる商品が返されているのなら司法で争うことも出来る」と助言しましたが、Ａ子さんは高齢のため争う気持ちはなく、業者の責任者が持参した５点の貴金属を受け取り、お金を返して終了しました。

消費生活センターから業者へ、今後第三者が納得できるような鮮明な証拠写真を撮るよう注意しました。

**（アドバイス）**

「不用品の買い取り」という言葉で誘って、実は貴金属の買い取りが業者の目的であると思われます。安易に返事はしないこと、また貴金属を手放すと同じ物が戻って来るとは限らないので、必ず証拠写真を撮ることが大事です。困ったときは最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。

**★**健康食品は治療薬ではありません！契約は慎重に！

･･･ 宗像市消費生活センター

**（相談事例）**

持病があり薬を飲んでいたが良くならないので、新聞の折り込みチラシに健康講座の案内があり参加した。講座では「病気の治りが悪い人は食生活を改善しないといけない。食事と一緒にこの健康食品を摂取すると自然治癒力を引出し健康な身体に戻る」と説明された。それで、2年分購入し200万円を支払ったが、半年飲んでも効果がない。未使用分を解約したい。

**（処理結果）**

これは『健康講座商法』と呼ばれるもので、『健康な身体に戻る』という効能効果についての断定的なセールストークは販売方法に問題があります。センターで交渉した結果、未使用分は返品ができました。

**（アドバイス）**

健康食品は病気の治療薬ではなく、誰にでも効果があるものではありません。また、薬との併用は副作用も心配されるので主治医に必ず相談することが大切です。健康食品の安全性・有効性情報は（独)国立健康・栄養研究所 <http://hfnet.nih.go.jp/> を参考にして下さい。

**★**アダルトサイトからの請求を止めると持ちかける悪質業者に注意して！

･･･ 福岡県消費生活センター

**（相談事例）**

相談者は57歳男性。アダルトサイトから９９，０００円を請求された。ネットを検索して表示された調査会社に連絡し、アダルトサイトの請求を止めてほしいと伝えたところ、業者は請求を止めることができる、これまで一度も失敗したことはないと言われた。ＦＡＸで契約書を交わし、料金３９，８００円を振り込んだ。その後、ネットで調べると悪質な業者のようだ。契約をやめたいが、どうしたらいいか。

**（処理結果）**

契約書の内容を確認するよう伝え、電話で約束した内容と契約書の内容が違う場合は、そのことを理由に契約の取消と返金を求めるよう伝えた。その後、相談者から、契約書を確認したところ契約の内容として「書類の作成」と記載されているとの報告があった。

センターに相談していることを業者に伝えて、解約・返金を求めるよう伝えた。

その後、相談者から業者と話しをして、業者は既に作業に着手しているとのことだったが、料金の3分の2（２６，０００円）が返金されることになった。

**（アドバイス）**

アダルトサイトからの高額請求に驚いて、ネットで解決してくれるところを探して検索すると、調査会社などが表示されます。

ワンクリック請求であれば、そもそも契約が成立していないので支払う必要はありません。

あわてて調査会社などに連絡して依頼する前に、まずは最寄りの消費生活センターに相談してください。

**● 各消費生活センターの相談窓口 ●**

福岡県　　０９２－６３２－０９９９（日曜日も電話相談可）

福岡市　　０９２－７８１－０９９９（第２・第４土曜日も電話相談可）

北九州市　０９３－８６１－０９９９（土曜日も相談可）

久留米市　０９４２－３０－７７００（第２日曜日も相談可）

飯塚市　　０９４８－２２－０８５７

宗像市　　０９４０－３３－５４５４（第２・第４土曜日も電話相談可）

＊「消費者ホットライン」０５７０－０６４－３７０(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

＊電話のかけ間違いにご注意下さい。

**★**「必ず儲かる」「人を誘うだけ」などと言って誘われるビジネスには

ご注意！･･･ 北九州市立消費生活センター

**（相談事例）**

友人に良い話があると誘われファミレスに行くと、健康食品のマルチ商法の勧誘だった。「お金はかからない。人を紹介したら、どんどん自分のお金になる」と勧められ、登録料10万円と毎月約1万円分の商品を購入する契約をして、カードで支払った。「必ず儲かる」と思い契約をしたが、新しい会員を見つけられず、間もなくカードの支払日が来るが支払いできない。どうしたらよいか。 （20代学生）

**（処理結果）**

連鎖販売取引は、契約書面の交付日を含む20日以内であればクーリング・オフができます。契約書面を渡されていないときや、記載内容に不備があるときは、20日を越えていても可能です。

本件では契約書面が交付されていなかったので、クーリング・オフするよう相談者に助言。事業者とカード会社に契約解除の書面を送付し了承されました。

**（アドバイス）**

連鎖販売取引はトラブルが多いため、法律で様々な規制がなされています。成功者の話ばかり強調されますが、皆が上手くいくわけではなく、新しい会員を勧誘できずに多額の支払いのみが残ったり、行き過ぎた勧誘行為で人間関係を壊してしまうこともあります。友人の誘いであっても、内容が理解できない、怪しいなどと感じたら、はっきりと断りましょう。

**★**「日本沿岸に消波ブロックを設置していく」という計画への出資話。

･･･ 久留米市消費生活センター

**（相談事例）**

先日、知人から紹介された人（Ａ氏、Ｂ氏）と会い、「国が日本沿岸に消波ブロックを設置するという計画があり、その計画に参入するブロック製造会社に投資すると長期にわたり高利回りが約束される。」と説明を受けた。Ａ氏とＢ氏を信用している知人はその会社に数百万円を出資しているという。しかし、知人は預り書はもっているが、契約書などは持っていないと言うので「騙されているのではないか」「国の消波ブロックの計画は本当のことなのか」心配なので調べてほしい。

**（処理結果）**

関係機関へ問い合わせたところ「消波ブロックの設置計画は所どころであるかも知れないが、調べようがない。」とのことであった。国の消波ブロックの計画については、具体的な計画のことなどをＡ氏やＢ氏に聞き、納得するまでは出資しないように伝えました。

**（アドバイス）**

知人が信用しているからと言って安易に契約しない。「高利回りなどいいところだけを強調する。」など説明が不十分で、「契約を急がせる」など不審に感じた場合はキッパリと断る。家族や消費生活センターなどへ相談するなど冷静に対処しましょう。

**● 各消費生活センターの相談窓口 ●**

福岡県　　０９２－６３２－０９９９（日曜日も電話相談可）

福岡市　　０９２－７８１－０９９９（第２・第４土曜日も電話相談可）

北九州市　０９３－８６１－０９９９（土曜日も相談可）

久留米市　０９４２－３０－７７００（第２日曜日も相談可）

飯塚市　　０９４８－２２－０８５７

宗像市　　０９４０－３３－５４５４（第２・第４土曜日も電話相談可）

＊「消費者ホットライン」０５７０－０６４－３７０(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

＊電話のかけ間違いにご注意下さい。

**★**メールでの架空請求！「コンテンツ総合情報代未納 至急連絡を」！？

･･･ 飯塚市消費生活センター

**（相談事例）**

Ｂ男さん（６０才）の携帯電話に突然、メールでの請求が届きました。そこには、「過去のコンテンツ代の総合情報代が未納です。連絡なき場合は法的処置に入ります。至急連絡下さい。」と書いてありました。記憶にない代金の請求だったので、その旨を伝えるためにあわてて相手先に電話をすると、「証拠がある」と言われ１８０万円の請求をされた、とのことで困ってセンターへ相談されました。

**（処理結果）**

このような架空請求メールは、不特定多数に送信されています。連絡してくる人に対して、「証拠がある」、「払わねば裁判になる」などと脅してお金を取る手口であることや、１８０万円という請求金額には根拠がなく、一方的な請求には応じる必要はないことを伝え、相手にしないよう助言しました。

**（アドバイス）**

根拠のない請求を架空請求といいます。一方的な請求に応じる必要はありません。相手はいろんな言葉で請求して来ますが、あわてず一人で悩まず、公的な機関にまず相談してください。

**★**安価なミシンを買うつもりが、高額なミシンを売りつけられてしまった。

･･･ 福岡市消費生活センター

**（相談事例）**

広告に掲載されていた１万円のミシンを注文した。３日前に業者が届けに来た際に安い商品は使い物にならないと、３４万円のミシンについての説明を延々とされた。断りきれず買ってしまったが、高額なミシンを買うつもりではなかったので返品したい。（５０代女性）

**（処理結果）**

注文をしていない高額なミシンの販売は、特定商取引法の「訪問販売」に該当すると考えられ、クーリング・オフできる事を相談者に助言した。相談者はクーリング・オフの書面を発送し、業者はクーリング・オフに応じることになった。

**（アドバイス）**

今回のように、安価な商品をおとりに使って注文をとる場合だけでなく、点検のためと自宅へ来訪した時に、高額な商品を勧められたということも起こっています。

あとで後悔しないためにも、強引な勧誘があっても「よく考えてから買います。」とその場で購入をしないようにしましょう。もし不本意な契約をしてしまったら、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

**● 各消費生活センターの相談窓口 ●**

福岡県　　０９２－６３２－０９９９（日曜日も電話相談可）

福岡市　　０９２－７８１－０９９９（第２・第４土曜日も電話相談可）

北九州市　０９３－８６１－０９９９（土曜日も相談可）

久留米市　０９４２－３０－７７００（第２日曜日も相談可）

飯塚市　　０９４８－２２－０８５７

宗像市　　０９４０－３３－５４５４（第２・第４土曜日も電話相談可）

＊「消費者ホットライン」０５７０－０６４－３７０(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

＊電話のかけ間違いにご注意下さい。